

千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する 協定書に係る変更協定書

千葉市（以下「甲」という。）と公益財団法人千葉市教育振興財団（以下「乙」という。）との間で令和2年4月1日付けをもって締結し、令和2年11月24日付けで一部を変更した「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する協定書に係る協定書」の一部変更について、次のとおり変更協定を締結する。

1 変更事項

(1) 指定管理料

原 協 定	金565,086,368円
変 更 後	金546,963,111円
減 額	金▲18,123,257円

(2) 1回当たりの委託料の支払額

原 協 定

令和2年4月	金47,037,511円
令和2年5月～令和2年10月	金47,037,499円
令和2年11月	金47,673,867円
令和3年12月～令和3年3月	金47,037,499円

変 更 後

令和2年4月	金47,037,511円
令和2年5月～令和2年10月	金47,037,499円
令和2年11月	金47,673,867円
令和3年12月～令和3年2月	金47,037,499円
令和3年3月	金28,914,242円

2 変更理由

新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条の規定により定められた指定感染症をいう。以下同じ。）の拡大防止のために甲が臨時に施設を休館したことなどにより、「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本協定書」第48条第1項の規定により算出した指定管理料の算定式に大幅な変更が生じたと認められるため、管理業務（自主事業の実施に関する業務及びこれに付帯する業務を除く。）及び新型コロナウイルス感染症拡大防止策を講じるための費用の額について、指定管理料を変更する。

また、2020東京オリンピック・パラリンピックを見据えた取り組みとして開催を予定していたジャポニスム展について、新型コロナウイルス感染症拡大防止に伴い来年度に延期されたことから、所蔵作品を中心とした展覧会へ変更したことにより生じた未執行の展覧会経費等について、経営努力によるものでないことが明らかであるもの（以下「不用額」という。）と認められるため「千葉市美術館及び千葉市民ギャラリー・いなげの管理に関する基本

協定書」第48条第4項の規定により、当該不用額を返還するため、指定管理料を変更する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自その1通を保有する。

令和3年3月31日

甲 千葉市中央区千葉港1番1号
千葉市
千葉市長 神谷俊一



乙 千葉市中央区弁天3丁目7番7号
公益財団法人千葉市教育振興財団
理事長 森 雅彦

